

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第61号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年4月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「阿南市〇〇の〇〇に係る産業廃棄物処理及び中間処理及び保管管理業務にともなう県に提出された申請書類移動許可書経緯経過がわかる書類全部（過去7年間）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月9日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月27日（同月31日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

事業者としての許可書があるはずであるのでその書類を出せ。

2 審査請求の理由

業者として営業しているにあたって免許がないのはおかしいからそれを出せ。

第4 実施機関の説明要旨

- (1) 令和元年5月17日付けで審査請求人から提出された「阿南市〇〇の〇〇に係る産業廃棄物処理及び中間処理及び保管管理業務にともなう県に提出された申請書類移動許可書経緯経過がわかる書類全部（過去7年間）」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「阿南市〇〇の〇〇（以下「本件事業者」という。）が産業廃棄物の処理に係る業務に伴い県へ提出した申請書その他の書類（過去7年間分）」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) まず、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定され、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の処理に係る申請や届出に対し受領する行為は、南部総合県民局保健福祉環境部（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が行うものとなっており、確かに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）に基づく当該権限は保健福祉環境部（阿南）が有しているため、保健福祉環境部（阿南）が阿南市における産業廃棄物の処理に係る法の施行を行っている。
- (3) しかし、建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は元請業者であることが法第21条の3第1項で規定され、さらに、事業者自らその産業廃棄物を運搬又は処分する場合は産業廃棄物処理業の許可を要しないことが同第14条第1項及び第6項で規定されており、本件事業者が自らその産業廃棄物の積替え保管を行う場合において、保健福祉環境部（阿南）の施行事務の対象とならない案件につき、保健福祉環境部（阿南）は特段、文書を取得し、又は作成を行っていない状況である。
- (4) この点、建設工事に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、排出事業者が自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、当該保管の用に供される場所の面積が300㎡以上ある場所において行われる保管の場合は、あらかじめ、その旨を届け出なければならない制度が同第12条第3項で規定されているが、本件事業者が自らその産業廃棄物の積替え保管を行っている保管場所は当該制度の届出の対象ではない。
- (5) 今般公開請求のあった公文書の内容が産業廃棄物の収集又は運搬並びに処分を業として行う「産業廃棄物処理業」という事柄であるところ、審査請求人は、本件事業者に関し産業廃棄物処理業者として当該業を営み許可があるものと推測を立て、保健福祉環境部（阿南）がその保有する公文書を公開していないと思料しているものと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、保健福祉環境部（阿南）はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (6) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月27日	諮問
令和6年4月24日 第2部会（第10回）	審議
同 年5月27日 第2部会（第11回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

本件請求について実施機関は、「阿南市〇〇の〇〇が産業廃棄物の処理に係る業務に伴い県へ提出した申請書その他の書類（過去7年間分）」（以下、「当該公文書」という。）と特定し、当該公文書を取得しておらず、文書が不存在であるとして請求拒否決定を行った。これに対して、審査請求人は「事業者としての許可書類があるはずであるのでその書類を出せ」と主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

法第14条によると、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。また、法第12条第3項によると、事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、環境省令で定める場合を除き、都道府県知事に届け出なければならないとされている。

そうすると、事業者自らその産業廃棄物を運搬又は処分する場合は、業として行うものではないため許可を要しないこととなる。また、保管の用に供される場所が300㎡未満である場合は届出は不要であるとされている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の2の2）。

弁明書によると、本件事業者が自らその産業廃棄物を運搬し、300㎡未満の場所において積替えのため保管しているとのことであり、これを否定する事実も確認できないことから、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	